

佐世保市中小企業 輸送費支援事業補助金

九州圏外への新たな販路開拓を行う際の
輸送コストの一部を補助します。

【令和2年度～令和3年度事業募集】

制 度 概 要	中小企業者が、九州圏外への新たな販路開拓を行う際の輸送コストの一部を補助します。
対 象 者	市内に主たる事業所を有し、製造業を営む中小企業者
対 象 経 費	自社製造品を九州圏外の新たな取引先へ納品する際に、他社輸送（他社の輸送業者等による輸送）に係る輸送コスト ※自社による輸送は対象外となります。 ※令和2年10月1日以降に受注した製造品が対象となります。
補 助 率 等	対象経費の2分の1以内 補助上限額：1社あたり400万円
補 助 対 象 期 間	令和2年10月1日～令和4年3月10日 ※予算がなくなり次第、終了となります。
主 な 条 件	① 製品の納品先が、半年以上取引がない又は新規の取引先であること。 ② 補助金申請額が10万円以上であること。 ③ 最初に納品した日から1年以内は補助の対象とします。 ④ 納品する製品は、新製品・既存製品のいずれも対象とします。
留 意 点	・ 国県等の補助金など財政的支援との重複受給はできません。 ・ 対象経費は消費税抜きの金額で申請してください。

問い合わせ

佐世保市観光商工部商工労働課

Tel : 0956-24-1111 (内線 3003)

Mail: syouko@city.sasebo.lg.jp